

告示

埼玉県告示第七百四十六号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十二月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量（境界点座標変換業務）

三 作業地域

さいたま市中央区大戸一丁目地内外

さいたま市桜区田島四丁目地内外

さいたま市浦和区元町二丁目地内外

さいたま市南区白幡五丁目地内外

四 作業期間

令和元年十一月二十六日から令和二年三月十九日まで